

平成28年度
筑波大学法科大学院
[ビジネス科学研究科法曹専攻]
(専門職学位課程) 法学既修者コース入学試験

試験問題(民事法)

(120分)

受験番号	氏名

注意事項

- 1) この問題冊子の表紙に、受験番号、氏名を記入してください。
- 2) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開かないでください。
- 3) 試験開始後、この問題冊子が表紙を含めて4枚であることを確認してください。
- 4) 試験開始後、答案用紙それぞれに、受験番号を記入してください。
- 5) 筆記用具は、黒色又は青色のペンを使用してください。
- 6) 下書きは答案構成用紙又は問題冊子の余白、裏面を適宜利用してください。
- 7) 問題冊子は持ち帰ることができません。答案用紙とともに提出してください。
- 8) 試験開始後30分間、試験終了前10分間は、退出できません。

民法（配点150点）

下記の【第1問】及び【第2問】に答えなさい。

【第1問】（70点）

Aは、画商Bに対し、先代から相続した絵画甲（以下「甲」という。）を50万円で売却する契約を締結した。

Aは、絵画については全く素人で、甲の価格についても、Bが「古いには古いが著名な画家の作品ではないので50万円程度にしかなりませんね。」と言ったのを鵜呑みにして決定されたものであった。

ところが、後日AがBの経営する画廊の前を通りかかり、甲はいくらくらいで売られるものなのだろうと思ってふと画廊を覗いたところ、甲に500万円の値札と売約済みという札がついているのを発見した。

Bに尋ねても本当のところを言うはずがないと考えたAは、知り合いの画商Cに甲について調べてもらった。その結果によれば、甲は、明治時代の高名な画家Dの作品で、500万円というのが妥当な評価額だということだった。

これを聞いたAがBに即座に抗議をしたところ、Bは、Aから甲を買い入れた時点で甲がDの作品であることには気づいていたが、儲けようと思って黙っていたことを認めた。Aが契約を取り消して甲の返還を求めたところ、Bは、すでに甲をEに売却済みであり代金の支払いも受けている、絵画の売買というものは騙し合いのようなところがあるのだからDの作品であることに気づかなかつたAが悪いのだと言って、全く取り合おうとしなかった。

Eは、新築中の自宅に飾る絵画を探していたところ、甲を気に入り、これがBの所有物であると信じて購入したが、自宅が完成するまでBに月額5万円で甲を預かってもらっていた。

Aは、Eに対して、甲の返還を求めるることはできるか。予想されるA及びEの主張を踏まえて論じなさい。

【第2問】（80点）

以下の【事例1】及び【事例2】を読んで、下記の（1）及び（2）に答えなさい。

○ [事例 1]

A社は、紙製品の製造会社である。2015年1月15日、A社は、B社との間で、同社専用の特注再生紙を製造する旨の契約を締結した。この契約において、契約期間は2015年4月から3年間とすること、当事者が特に異議を述べなければ契約は自動的に更新されること、A社は毎月月末に再生紙5000枚入りのケース500個をB社の倉庫に搬入すること、B社は再生紙の搬入から1か月後に代金500万円を支払うことが約定された。A社は、C社との間で、B社専用の特注再生紙を製造するために必要な機械を報酬1000万円で製造してもらった。また、A社は、その資金を得るため、D銀行から1000万円を借り受けた。この契約において、返済期限は1年後、利率は年3パーセントとされた。

ところが、2015年5月、B社は、品質が良くない等の理由をつけて、A社に対し、今月から再生紙を受け取ることはできない旨、及び、前月分の代金を支払うことはできない旨を一方的に通告した。同年5月末日、A社の担当者Eは、ケース500個をB社の倉庫まで持参し、その受取りと前月分の代金の支払いを求めたが、B社の担当者Fは、これらを拒絶した。そこで、Eは、しかたなく再生紙を持ち帰ることにし、Gから貸倉庫を賃料月額10万円で借り受け、そこで再生紙を保管することにした。その後、このようなやりとりが2か月間繰り返された。なお、A社の製造した再生紙の品質は、B社との契約において定められた通りのものであり、特に問題はなかった。

2015年8月5日、Gから借り受けている倉庫が何者かによって放火され、保管していた再生紙は全て滅失してしまった。

(1) A社は、B社に対して、これまでに製造した再生紙の代金の支払いを求めることができるか。(30点)

○ [事例 2]

[事例 1] の事実に加えて、以下の事実があった。

A社は、B社との間の契約を継続することにメリットがないと判断し、H社との間で特注再生紙の製造契約を締結し、B社用に製造してもらった専用機械を、200万円をかけて改修した。ところで、A社は、2015年4月頃、取引先の金融機関I社の仲介で投資を実行することを企図し、B社から支払われる予定の代金をこれに利用しようと考えていたが、B社から代金が支払われることがなかったために、この投資を実行することができなくなっていた。もしこの投資を行っていれば、A社は、3か月ほどの間に、100万円ほどの利益を得られたはずであると考えている。

(2) A社は、B社との間の契約を解除することができるか。また、A社は、B社に対して、どのような内容の損害の賠償を請求することができるか。(50点)

民事訴訟法（配点 50 点）

以下の【事例】を読んで、下記の【第1問】及び【第2問】に答えなさい。

○
[事例]

Yは、Xに800万円の貸金債権（以下「本件貸金債権」という。）を有していると主張して、Xに対し、全額を支払うよう請求した。これに対して、Xは、本件貸金債権が存在したことは認めたものの、内金600万円は弁済により消滅していると反論し、争っている。

そこで、Xは、200万円の債務が存在することは認めた上で、Yを被告として、Yが主張する本件貸金債権800万円のうち、200万円を超えて債務は存在しないことの確認を求めるとの訴え（以下「前訴」という。）を提起した。

○
【第1問】（25点）

前訴についての審理の結果、裁判所がXからYに対して500万円の残債務が存在することを認めた場合、裁判所は、どのような判決を言い渡すことになるか、判決主文を記載し、その理由を説明しなさい。

○
【第2問】（25点）

前訴についての審理の結果、Xの請求の全部が認容され、判決が確定した後、Yは、Xが前訴で自認した200万円の支払いを求めて訴え（以下「後訴」という。）を提起した。この後訴において、Xは、Yからの200万円の請求権の存在を争うことができるか、理由とともに論じなさい。

平成28年度
筑波大学法科大学院
[ビジネス科学研究科法曹専攻]
(専門職学位課程) 法学既修者コース入学試験

試験問題(刑事法)

(90分)

受験番号	氏名

注意事項

- 1) この問題冊子の表紙に、受験番号、氏名を記入してください。
- 2) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開かないでください。
- 3) 試験開始後、この問題冊子が表紙を含めて3枚であることを確認してください。
- 4) 試験開始後、答案用紙それぞれに、受験番号を記入してください。
- 5) 筆記用具は、黒色又は青色のペンを使用してください。
- 6) 下書きは答案構成用紙又は問題冊子の余白、裏面を適宜利用してください。
- 7) 問題冊子は持ち帰ることができません。答案用紙とともに提出してください。
- 8) 試験開始後30分間、試験終了前10分間は、退出できません。

刑法（配点100点）

以下の【事例】を読んで、甲、乙及び丙の罪責を論じなさい（特別法違反の点を除く）。

【事例】

窃盗グループ「ツクツク団」の首領甲は、資産家Aが所蔵する宝石「ガマガエルの赤い涙」を手に入れようと企てた。そこで、甲は、配下の乙及び丙に対して、「明日、Aの留守を狙ってA邸に侵入し、『赤い涙』を盗んでこい。これが邸内の見取り図で、ここが、宝石の入った金庫のある部屋の場所だ。宝石を売れば、300万円にはなるはずだから、お前らにも50万円ずつやるよ。」などと自ら立案した計画を伝え、乙及び丙の同意を得た。

翌日午後8時ころ、甲は、乙及び丙をA邸へと送り出した。乙及び丙は、無施錠の裏口からA邸内に侵入すると、金庫のある部屋に向かった。しかし、部屋に入り金庫に近づいたところで、突然、侵入警報が鳴ったのに驚き、乙及び丙は、急いで外へと逃げ出した。

乙が、「A邸は警備が厳重で無理だな。隣も暗いから、留守だろう。金持ちそうな家だし、どうだ、こっちを狙わないか。」と言うと、丙は、「まあ待て。とりあえず、ボスに相談しよう。」と応じ、携帯電話で甲に事情を報告した。すると、甲は、「そこは危ないから、お前ら、一旦帰れ。」と指示を出した。そこで、丙が、「ボスの言うとおり、諦めて帰ろう。」と申し向けたところ、乙は、「冗談じゃない。我々は『ツクツク団』なのだから、タダでは帰れない。」と応じ、「俺一人でもやる。」と言って、隣接するB邸へと向かった。

応接間の窓からB邸内に侵入した乙が、金目の物を探していると、隣の寝室で寝ていたBが、物音に気付いて起きてきた。乙と出くわしたBが、「お前は誰だ。そこで何をしている。」などと騒ぎ出したこと、乙は、「黙れ、大人しくしろ。」と言いながら、抵抗するBを組み伏せ、後ろ手に縛り上げた。そのうえで、乙は、ソファーの上に置いてあったバッグからBの財布を取り出したが、中に現金は入っていないかった。そこで、乙は、Bの財布の中からキャッシュカードを取り出すと、「このカードの暗証番号を教える。教えない命はないぞ。」と脅して、Bから、暗証番号を聞き出した。

その後、B邸を後にした乙は、早速、近くの銀行のATMコーナーへと向かった。そして、ATMコーナーに到着した乙は、Bのキャッシュカードを使い、Bから聞き出した暗証番号を入力して、現金50万円を引き出した。

刑事訴訟法（配点 50 点）

以下の【事例】を読んで、下記の【第1問】及び【第2問】に答えなさい。

○
[事例]

覚せい剤取締法違反（覚せい剤の自己使用）の被疑事実により逮捕されている男性の被疑者Xに対して、下記の処分（以下「本件処分」という。）が実施された。

Xの体を数人の警察官が押さえつけて下半身を裸にし、Xの肛門に隠匿されている物がないかどうかを調べ、調べた結果として発見されたビニール袋入り覚せい剤（以下「本件覚せい剤」という。）を差し押された。

○
本件処分は、上記の被疑事実について裁判官が発付した捜索差押許可状（以下「本件令状」という。）により実施された。本件令状には、「被疑事実」の欄に「覚せい剤取締法違反（覚せい剤所持）」、「捜索すべき場所、身体又は物」の欄に「被疑者の身体」、「差し押さえるべき物」の欄に「覚せい剤」と記載されていた。なお、本件処分の実施に先立って、本件令状がXに示された。

○
【第1問】（35点）

本件処分は適法か否かについて、具体的な事実を挙げて論じなさい。

○
【第2問】（15点）

仮に、本件処分が適法でなかったときは、本件覚せい剤の証拠能力について疑義が生じる。この場合に、本件覚せい剤の証拠能力の有無を判断するための基準は、いかなるものであって、また、その基準はどのように導き出されるのか、論じなさい。

平成28年度
筑波大学法科大学院
[ビジネス科学研究科法曹専攻]
(専門職学位課程) 法学既修者コース入学試験

試験問題(公法)

(60分)

受験番号	氏名

注意事項

- 1) この問題冊子の表紙に、受験番号、氏名を記入してください。
- 2) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開かないでください。
- 3) 試験開始後、この問題冊子が表紙を含めて2枚であることを確認してください。
- 4) 試験開始後、答案用紙それぞれに、受験番号を記入してください。
- 5) 筆記用具は、黒色又は青色のペンを使用してください。
- 6) 下書きは答案構成用紙又は問題冊子の余白、裏面を適宜利用してください。
- 7) 問題冊子は持ち帰ることができません。答案用紙とともに提出してください。
- 8) 試験開始後30分間、試験終了前10分間は、退出できません。

憲法（配点100点）

以下の【事例】を読んで、下記の【設問】に答えなさい。

【事例】

Xは、201*年の衆議院小選挙区選出議員選挙（以下「本件選挙」という。）に立候補したが、落選した。本件選挙でXが立候補した小選挙区から当選したのは、候補者届出政党（公職選挙法86条1項所定の要件を充足する政党）の一つ、P党の公認候補A氏であった。公職選挙法150条1項によれば、候補者届出政党は、衆議院小選挙区選挙において政見（当該候補者届出政党が届け出た候補者の紹介を含む。）を無料で放送することができる。本件選挙においてA氏は、P党が行った政見放送に登場し、テレビの前の有権者に対し効果的にアピールすることができた。Xとしては、自分が落選した最大の原因の一つは、自分が候補者届出政党の公認を受けていない、いわゆる「無所属」候補であったため、公職選挙法150条1項所定の政見放送を通じ有権者にアピールする機会を持てなかつたことにあると考えている。自分が落選したことについても納得がいかないXは、同法204条所定の訴えを提起し、本件選挙は無効であると主張した。

【設問】

上記の訴えの中でXは、政見放送に登場することを、憲法21条1項にいう「表現」に該当するとしたうえで、公職選挙法150条1項が、自分のような無所属候補の表現の自由（憲法21条1項）を侵害していると主張している。こうしたXの主張も含め、公職選挙法150条1項の合憲性をめぐる問題につき論じなさい。

[注] 本件選挙当時の公職選挙法の規定は、この試験で本学が貸与する六法に掲載されているとおりであるとする。また、そこに掲載されている同法142条の3（2013年公職選挙法改正により新設）によれば、無所属候補個人もネットを通じ、政見を訴える動画を配信できる。